

第4章 代行処理

4-1 県による代行処理の方針

- ・ 被災市町村の職員又は庁舎の甚大な被害により行政機能が喪失したことにより、災害廃棄物処理の見込みがない場合には、被災市町村の要請に基づいて、県が災害廃棄物の処理を代行するものとする。

4-2 県への災害廃棄物処理の事務の委託方法

- ・ 災害により被災市町村の行政機能が喪失して災害廃棄物をすることができない場合、市町村は、県に地方自治法第252条の14第1項に基づく事務の委託を行う。
- ・ 委託する市町村は、協議により規約を定めて、他の地方公共団体に具体的な事務（法律行為又は事実行為）の一部をすることを委ねるものとされている（地方自治法252条の14第1項）。

4-3 国による代行処理

- ・ 平成27年に災害対策基本法が改正され、災害対策基本法により指定された災害により生じた廃棄物の処理の代行を国が行うことができることとなった。
- ・ 国による処理の代行は、被災市町村からの要請により、下記の事項を勘案し適用の要否が判断される。
 - ①市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - ②指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - ③指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性